

広島県ユネスコ ESD 大賞実行委員会規程

- (名称)
第 1 条 本会は広島県ユネスコ ESD 大賞実行委員会と称する。
- (目的)
第 2 条 本会は広島県内の小中高等学校、専門学校、大学等の教育活動並びに民間活動を対象に、ESD・ユネスコスクールの優れた実践の顕彰事業を実施するとともに、これを通じて、ESD（持続可能な開発のための教育）の普及・推進を支援する。
- (事業)
第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) ESD に関わる国際理解、国際協力、多文化共生、環境、平和、人権等の実践に基づく活動事例（応募用紙、文書・映像）を募集する。
(2) これらの資料をもとに実行委員会が委嘱する審査委員会で審査を行い、優れた活動を表彰し、発表・公開する。
(3) 表彰された事例は、ホームページで公開するとともに、ESD の普及・推進の教材として活用を図るべく、県内の ESD に関する出前講座等の利用に供する。
- (構成)
第 4 条 本会の目的に賛同し、その事業の推進に協力する団体から派遣された委員をもって構成する。
- (役員)
第 5 条 本会に次の役員を置く。 委員長 1 名、副委員長 2 名、委員若干名、監事 2 名
総括、事務局長、事務局次長 各 1 名
- (役員の仕事)
第 6 条 1 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。
3 委員は会務を執行する。
4 監事は会の経理を監査する。
5 事務局は委員会の運営及び庶務事項を執行する。
- (役員の仕事)
第 7 条 1 役員の仕事は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
2 補欠の委員の仕事は前任者の残任期間とする。
3 委員は任期满了でも後任者が選任されるまではその職務を行う。
- (会議)
第 8 条 1 本会の会議は実行委員会とし、委員長が招集する。
2 会議の議長には委員長があたる。
3 会議の議決は出席数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (専門委員会)
第 9 条 1 実行委員長は同委員会の議を経て各種の専門委員会を設けることができる。
2 専門委員会は専門領域の事業について実施にあたる。
- (事務局)
第 10 条 本会の事務局は、事務局長の勤務先の執務室に置く。
- (経費)
第 11 条 本会の経費は構成団体の拠出金、助成金、寄付金、事業収入等による。
- (会計年度)
第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- (会則の変更)
第 13 条 会則の変更は会議において出席者の 3 分の 2（委任状による出席者も含む）以上の同意を要する。

本規程は平成 26（2014）年 7 月 4 日より施行する。